平成２０年（フ）第５８９３号
大阪市住之江区南港東９丁目２番87号
破産者　株式会社ありむらトランスポート
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９９１号
大阪府吹田市穂波町19番24号
破産者　株式会社メルシー
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３０３号
大阪府豊中市新千里南町３丁目７番Ｄ１―101号
破産者　株式会社オオクボプレゼンツペーパープロダクツアンドコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３２４号
大阪市西区新町１丁目６番23号
破産者　株式会社ネットワークバーンズ
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３９６号
大阪市平野区平野本町４丁目７番17号
破産者　株式会社末吉商店
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３９７号
大阪市平野区平野本町４丁目７番17号
破産者　エスエムシー運送有限会社
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０７４号
神戸市兵庫区佐比江町79番地
破産者　株式会社共同企画印刷
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６８号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目１番９号さくらハイツ202号
破産者　本田　忠彦
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７８６号
埼玉県飯能市緑町18番地３
破産者　有限会社鈴和商事
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７８７号
東京都町田市木曽西５丁目45番35号メゾン・ド・フォルジュ102
破産者　鈴木　和夫
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９７号
三重県鈴鹿市大池３丁目９番36号　スプリームマンション304号、前住所三重県四日市市高花平１丁目１番地106
破産者　熊本　義典
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２７号
大津市中央１丁目４番３号
破産者　株式会社大信
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１４号
滋賀県湖南市石部口２丁目１番33号
破産者　木村染工株式会社
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３３４号
鳥取県米子市彦名町5516番地１
破産者　福田建設有限会社
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第４９号
福岡県直方市大字下境3993番地
破産者　有限会社辻産業
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２０年（フ）第１８０号
大分県別府市大字南立石2096番地の１
破産者　有限会社渡辺製麺
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第７０６号
大分市大字萩尾43番地の２
破産者　有限会社大南急配
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２６８号
大分市大道町５丁目４番60号
破産者　有限会社イル・フェたつかわ
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１７０５号
埼玉県加須市大字北辻63番地２　守勝建設株式会社内、旧住所埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字新堀1746番地
破産者　金子　　修
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
埼玉県上尾市向山１丁目48番地１
破産者　大河内良知
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
埼玉県新座市畑中１丁目10番57―917号
破産者　清水　一成
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係